2016年度夏版L2-Tech水準表(素案)からの主な変更点

		川小年衣(系条)が500主 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
1	-	設備・機器等の名称 プリンタ,複合機		対応 指標については、L2-Tech水準表に掲載する が、L2-Tech水準を設定しないこととする。
1	001	高温水ヒートポンプ,ヒートポンプ給湯機	L2-Tech水準表の原理・しくみに記載されている情報だけでは、両設備・機器等の区別が困難であるため、JRA4060:2014を踏まえ「貯湯ユニット」の有無によって両者を区別すべき。	高温水ヒートポンプには「貯湯ユニットを含まないもの。」という説明を、ヒートポンプ 給湯機には「貯湯ユニットを含むもの。」という説明を追記する。
3	A-06-001 ~ 006	高温水ヒートポンプ	一過式と循環式は、基本的な原理・しくみが異なり、かつ利用方法(購買の選択条件)も異なるため区別すべき。	一過式と循環式は、別の設備・機器等として 区別する。
4	A-09-001	温水ボイラ	で区別されるため、後者についても併記すべき。または、温水ボイラは、古い技術であるため、温水機に限定すべき。それに伴い、原理・しくみについても説明を更新する必要がある。	設備・機器等の名称を「温水機」とし、原理・しくみの説明を「燃焼室、伝熱面、熱交換器からなる。燃焼によって温められた熱媒水と給水管の水とを熱交換させ、その温水を取り出して利用する。熱媒水を真空状態に密閉した状態で沸騰させる真空式と、熱媒水を大気に開放した状態で温める無圧式が存在する。」に変更する。
5	A-09-001	温水ボイラ	計算方法、および計算方法について、 JISB8222-1993を使用するのではなく、同 設備・機器等に該当する製品に応じて計算 方法、および試験条件を変更すべき。	計算方法、および試験条件を下記の通りとする。 「JISB8222-1993、JISB8417:2000、または JSB8418:2000に準拠」
6	A-09-002	蒸気ボイラ(貫流ボイラ)	潜熱回収型を認証対象外としているが、本来的には潜熱回収型のほうが高性能であるため、対象外とすべきでない。本ボイラを高負荷で利用することが多く、かつ廃温水を循環して利用する場合以外は、潜熱回収型のほうがシステム全体の効率は良くなるため、一般的に潜熱回収型が推奨される。	33,000 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
7	A-09-002	蒸気ボイラ(貫流ボイラ)	潜熱回収型を認証対象とするのであれば、標準仕様のものとクラスを分類すべき(購 買の選択条件が異なるため)。	同上。
	09-004	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	原理・しくみの「水蒸気」を「蒸気」に変 更すべき。労働安全衛生法施行令及びボイ ラー及び圧力容器安全規則、ボイラー構造 規格の条文、通達には、「蒸気」と規定さ れている。	「水蒸気」を「蒸気」に変更する。
9	A-09-003,A-09-004	蒸気ボイラ(炉筒煙管ボイラ), 蒸気ボイラ(水管ボイラ)	本設備・機器等において、潜熱回収型のも のは存在しないのではないか。	クラス(条件)として「ドレンを発生する潜 熱回収型は対象外とする」という表記は削除 する。
10	A-09-004	蒸気ボイラ(水管ボイラ)	原理・しくみの説明において、地域暖房用 途で使用されることも追記すべき。また、 化学・製紙業だけでなく、産業用でも使用 されることを追記すべき。	原理・しくみの説明の「主に~」以下を、 「主に化学・製紙業といった産業用や、地域 暖房用で使用される。」とする。

- 11	N			*4 **
#	No. A-11-002	設備・機器等の名称 空気冷媒方式冷凍機	指摘事項 試験条件の説明に記載されている「庫服	対 応 「庫服量」を「庫腹量」に変更する。
11		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	量」を「庫腹量」に変更すべき。	・
12	A-11-002	空気冷媒方式冷凍機	国土交通省「倉庫業法」において、庫腹量 という表現は使用されておらず、有効容積 という表現が使用されている。	試験条件の説明に記載されている「庫服量: 1000トン規模」を「庫腹量(有効容積): 2600m3規模」に変更する。
13	A-11-003	冷凍冷蔵倉庫用自然冷媒冷凍機		設備・機器等の名称を「冷凍冷蔵倉庫用自然 冷媒冷凍機(アンモニア/CO2二次冷媒システム)」に変更する。
14	A-11-003	冷凍冷蔵倉庫用自然冷媒冷凍機	原理・しくみの説明が、設備・機器等を特定できるような表現になっていない。	原理・しくみの説明を「アンモニアを一次冷媒、二酸化炭素を二次冷媒(マイナス5~マイナス40℃程度)とし、それを庫内に循環させる冷凍機。」に変更する。
15	A-11-003	冷凍冷蔵倉庫用自然冷媒冷凍機	より汎用的な試験条件とするため、「冷却 水入口温度」を「凝縮温度」に変更すべ き。	「冷却水入口温度」を「凝縮温度」に変更する。
16	A-14-001	誘導モータ	国内における仕様基準に従い、電圧の条件 を、50Hzの場合は200V、60Hzの場合は 220Vとすべき。	50Hzの場合は200Vであること、60Hzの場合 は220Vであることを、試験条件、またはクラ ス(条件)に追記する。
17	A-14-001	誘導モータ	業界として一般的になりつつあるJIS C 4213:2014も、計算方法及び試験条件として併記すべき。JIS C 4213:2014は、(水準表に記載されている)JIS C 4034-2-1:2011を引用しているため、矛盾は生じないと考える。	計算方法及び試験条件に、JIS C 4213:2014を 併記し、下記の通りとする。 「JIS C 4034-2-1:2011またはJIS C 4213:2014」
18	A-14-001	誘導モータ	製品の性能を平等に比較するため、負荷を100%に統一すべきである。	試験条件に、下記を追記する。 「ただし、負荷を100%とする。」
19	A-16-001	窓ガラス		「真空Low-E複層ガラス」および「真空ガラス」について、計算方法と試験条件に「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等(平成26年11月28日経済産業省告示第235号)」を追加する。
20	B-01-001,B-02-001, B-03-001	油圧ショベル(内燃機関型,ハイブリッド型,電動型)	水準表では、計算方法、および試験条件について、準拠すべき規格を最新のものとしているが、現在発売されている製品においては、旧規格によって性能が算出されているケースが多い。	左記を踏まえ、下記の通り旧規格を併記す る。 「JCMASH020:2014または JCMASH020:2010」
21	B-01-003	ホイールローダ(内燃機関型)	水準表では、計算方法、および試験条件について、準拠すべき規格を最新のものとしているが、現在発売されている製品においては、旧規格によって性能が算出されているケースが多い。	左記を踏まえ、下記の通り旧規格を併記す る。 「JCMASH022:2015または JCMASH022:2010」
22	D-03-001	密閉式ペレットストーブ	計算式の記載内容に誤りがあるため、修正すべき。	計算式の一部を「試験燃料の熱容量当たり排気ガスの中化学的熱損失」から「試験燃料の熱容量当たり排気ガス中の化学的熱損失」に変更する。
23	D-06-001	ガス温水機器(エコジョーズ)	JISS2093:2010が制定されているため、試験条件としてはこの規格を設定するべき。	左記の内容を踏まえ、試験条件の規格として JISS2093:2010を設定する。

-#	No	シー ・		対応
#	No. D-06-001	設備・機器等の名称 ガス温水機器(エコジョーズ)	」	
24	D-00-001	ガハ血小阪品(エコノコーハ)	以房等用機」については、 JISS2112:2011で効率を算出するため、計算方法の規格を変更する必要がある。	JISS2112:2011を設定する。
25	D-06-001	ガス温水機器(エコジョーズ)	「暖房給湯兼用機」については、暖房部の 効率をJISS2112:2011で、給湯部の効率を JISS2109:2010Rで算出しているため、両 規格を併記する必要がある。	左記の内容を踏まえ、計算方法の規格として JISS2112:2011及びJISS2109:2010Rを設定す る。
26	D-08-001,002	,	測定単位の名称と計算式に誤りがあるため、JISに則った記載に変更すべき。	測定単位の名称を「単位面積1日あたりの集熱 量」に、計算式を「JISA4112:2011に準拠」 に変更する。
27	D-08-003	蓄熱槽(強制循環型太陽熱給湯器用)	指標として設定しているJISA4113は、BLT SO:2015、およびSS-TS002と同義であり、かつ業界として標準的に使用している規格であるため、両規格を併記できないか。	計算方法、および試験条件に、BLT SO:2015、SS-TS002を併記し、下記の通りと する。 「JISA4113:2013、BLT SO:2015、またはSS- TS002」
28	D-11-001	LED照明器具(家庭用)	電球形LEDランプを光源とするLED照明器 具はユーザーニーズがあり、今後もしばら く販売されるため、認証対象とすべき。そ の際は、主照明として使用できるタイプと して、電球形LEDランプが複数使用されて いる照明器具を対象とすることが望まし い。 また、「電球型」という表現は混乱を招き 得るため、「電球形LEDランプ組込型」の 方が適切である。	左記を踏まえ、「電球形LEDランプ組込型 昼白色、昼光色、白色 電球形LEDランプ2灯 以上」「電球形LEDランプ組込型 温白色、 電球色 電球形LEDランプ2灯以上」を認証対 象とする。
29	D-11-001	LED照明器具(家庭用)	本来、「昼白色、電球色」よりも「昼光 色、昼白色、白色」の方がL2-Tech水準が 高くなるはずである。	原理・レくみの説明に「一般的には、「温白色、電球色」よりも「昼光色、昼白色、白色」の方がエネルギー効率(Im/W)は高くなる。」を追記する。
30	D-15-001	窓ガラス(家庭用)		「真空Low-E複層ガラス」および「真空ガラス」について、計算方法と試験条件に「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等(平成26年11月28日経済産業省告示第235号)」を追加する。
31	E-02-002	太陽電池(シリコン系・多結晶)	原理・しくみの文章は、多結晶シリコン太陽電池に対するネガティブイメージが強い。また、昨今の技術開発により効率的には旧来型の単結晶と遜色はないレベルにあると考えられる。メリットを強調いただくなど、記載を変更すべき。	原理・しくみの文章を「太陽電池は、光の持つエネルギーを、直接的に電力に変換する装置である。太陽電池内部に入射した光のエネルギーは、電子によって直接的に吸収され、PN接合の界面にあらかじめ設けられた電界に導かれ、電力として太陽電池の外部へ出力される。結晶の粒径が数mm程度の多結晶シリコンを利用した太陽電池。変換効率の面では単結晶と比較して低いが、単結晶より製造工程が簡便であるため、効率とコストのバランスが良く、普及が進んでいる。」に変更する。
32	E-05-001	ガスエンジン(メタン発酵発電用)	評価対象とする設備がコジェネレーション ユニットであるため、設備・機器等の名称 を「ガスエンジン発電設備」に変更すべ き。	他のメタン発酵によるガス以外を使用するガスエンジン発電設備と混同しないよう、設備・機器等の名称を「ガスエンジン発電設備 (メタン発酵発電用)」に変更する。
33	E-06-001	トランスヒートコンテナ	「トランスヒートコンテナ」は商品名であるため、設備・機器等の名称を「潜熱蓄熱輸送」に変更すべき。	設備・機器等の名称を「潜熱蓄熱輸送設備」 に変更する。